

社労法務ASP 規約約款

株式会社日本シヤルプ(以下「当社」という)とお客様(以下「利用者」という)は、下記利用規約(以下「本規約」という)のすべての条項について、一切の条件ないし留保を設けることなく合意します。本規約の内容をご承諾いただけない場合には、利用契約のお申込みをお受けできませんので、ご注意ください。

第1条(サービスの定義)

- 「サービス」とは、特定のプラン(「プラン」とは、当社が提供する特定のサービスおよびそのサービスを受けることのできる権利をいう)にもとづいて当社が提供する情報処理、情報提供その他の役務をいいます。
- サービス内容の変更は、当社が必要と判断した場合、加入利用者の承諾なしに行うことができます。

第2条(利用契約の成立)

この約款にもとづく利用契約は、利用者が当社に対してサービス申込みをし、当社がこれを承諾した後、サービス利用契約締結時に支払うべき設定料金、利用料金および消費税の全部を支払った時に成立します。

第3条(利用開始日と利用期間)

利用開始日は、初期設定完了日とし、利用者は利用開始日から12ヶ月以上サービスを利用するものとします。
また、プランの移動があった場合は、移動前のプランでのご利用期間も加わります。

第4条(規約約款の適用と更新)

- 当社が利用者に対して発表、通知する諸規定は本約款の一部として構成するものとします。また、個別通知などもこれに含めます。
- この約款にもとづく契約関係は、契約期間の満了日に従前と同一の内容をもって当然に更新されます。ただし、利用者が契約期間の満了日までに当社に対して更新拒絶の通知をしたときは、この限りではありません。

第5条(利用料金の支払、遅延損害金)

- 利用者は、約定の期限までに当社サービス利用料金および消費税の全部をあらかじめ当社の指定する方法により支払わなければなりません。その際、銀行振込手数料その他の履行費用は利用者が負担するものとします。
- 前項の債務の履行について遅滞が生じた場合には、利用者は、約定の期限の翌日から元本に対して年14.5%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。
- お支払いは、年一括となります。

第6条(利用料金の価格)

当社は、すべてのプランについてあらかじめ設定料金および利用料金の価格を定め、適当な方法でこれを公示するものとします。また当社は、設定料金および利用料金の価格を任意に変更することができます。

第7条(利用者の義務)

- 利用者は、当社の電気通信設備に過大な負荷を与えるような方法でサービスを利用してはいけません。
- 利用者は、サービスの利用にあたり、インターネットの参加者の間において確立している慣習を尊重しなければなりません。また、当社が定める利用上の注意事項、禁止事項その他の事項を遵守しなければなりません。当社は、これらの事項の内容を予告なく追加、変更または廃止することができるものとします。
- 利用者は、当社が提供したユーザIDおよびパスワードの管理の責任を負うものとします。
- 利用者は、当社サーバ上に登録する情報の複製情報を、利用者の責任において保管するものとします。当社が行うデータバックアップは情報の完全な保存を保証するものではありません。

第8条(秘密保持の義務)

利用者は、その入手した当社の経営戦略、専門技術、顧客その他に関するデータないし情報(以下本条において「データ等」という)の存在もしくは内容を漏らし、またはこれを窃用してはいけません。利用者は、データ等の漏洩、盗用等を防ぐため、適切な措置を講じる義務を負います。利用者は、この約款にもとづく契約の終了時に、その保有するデータ等を完全に消去し、返還することのできるものは当社に返還する義務を負います。

第9条(利用資格の取消)

利用者が次の各号に該当する場合、当社は当該利用者に通告することなく掲載された情報を削除することや利用資格を停止または取り消すことができます。

- 加入申込時に虚偽の申告をした場合。
- 利用料金の支払を遅滞し、または支払を拒否した場合。
- 他人の著作物をその著作者に許可なく無断で転用した場合。
- 虚偽の情報を提供する等して第三者に不利益をもたらした場合。
- 誹謗、中傷、わいせつ等公序良俗に反する情報を流した場合。
- 日本国および米国の法律に反すると判断される行為をした場合。
- その他当社が利用者として不適当と判断した場合。

第10条(ID及びパスワードの管理)

- サービス利用者は、利用契約成立後に当社がサービス利用者へ付与するID及びパスワードの管理責任を負うものとします。
- サービス利用者は、ID及びパスワードを第三者に利用させる行為、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をしてはならないものとします。
- ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はサービス利用者が負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- サービス利用者は、ID及びパスワードの盗難があった場合、ID及びパスワードの失念があった場合、又はID及びパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第11条(サービスの停止等)

- 利用者が、社労法務ASP以外の利用により、著しい負荷や障害をシステムに与えることにより、当社が正常なサービス提供が行えないと判断した場合、当社の定義するいずれの禁止事項に抵触しないものであっても利用者のサービス提供を一時停止する場合があります。
- 当社または当社が利用する電気通信設備の保守、または工事などやむを得ない場合。
- 第1種電気通信事業者または国外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、規約に基づくサービス提供を行うことが困難になったとき。

第12条(ソフトウェア)

- 当社は、サービス利用者に対し、当社が提供するソフトウェアへのアクセス権限として、前条で定めるIDとパスワードを付与するものとします。
- 前項に定めるアクセス権限は、当社が管理するサーバ上において、サービス利用者がオブジェクトコード形式のまま当該ソフトウェアを使用する非独占的な権限とします。
- サービス利用者は、方法の如何を問わず、当該ソフトウェアのコピー、又は目的外使用をしないものとします。
- 当社がサービス利用者に対しアクセス権限を付与するソフトウェアについては、一般的なウェブブラウザ等のツールを使って利用するものであり、当社が別途利用のためのソフトウェア等の提供はいたしません。
- 当社が必要と判断した場合には、当社はサービス利用者へ告知することなく、いつでも当該ソフトウェアの内容を変更することができるものとします。
- サービス利用者は、当該ソフトウェアの利用には注意をもって行うものとし、利用のための操作および結果についての責任はすべてサービス利用者が負うものとします。サービス利用者の不適切な操作の結果 当該ソフトウェアが停止又は毀損した場合、当社はサービス利用者に対して損害賠償を請求できるものとします。
- 当社は、サービス利用者に対してコンピュータに関する一般的な操作方法、ソフトウェア以外の質問応答等のサポートは一切行わないものとします。

第13条(契約内容の変更)

- サービスのオプション解除における請求額の減少分は次回のサービス継続時に請求額から差引くものとします。
- サービスのオプション追加における請求額の増加は申請日の次月1日より適用され、該当サービス期間の残月分の金額を申請日の次月28日までに支払う。

第14条(利用者の解約)

- サービス利用者は、解約を希望する月の前々月までに別途当社の定める方法で当社に通知し、かつ解約月までの未払利用料金を支払うことにより利用契約を解約することができるものとします。
- 利用者から解約のお申し出がない限り自動更新とします。

第15条(システムの運用管理)

- サービスを提供するためのシステムは、基本的に1週7日間、1日24時間利用できるものとします。ただし、システム設備の保守または工事など止むを得ない事由でシステムの運用を停止する場合は、加入利用者に対して速やかに通知するものとします。なお、緊急の場合には通知を省略できるものとします。

2. また、上記の理由により、提供するサービスに遅延または中断が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第16条（禁止事項）

当社はサービスの利用上、次の行為を禁止します。当社が、これらの項目に該当すると判断した場合、利用者に通知することなく、掲載された情報の削除またはサービスの中止をすることができるものとします。このことにより発生した、いかなる利用者の損害について当社は一切賠償の責を負わないものとします。また、利用者は当社が被った一切の損害賠償の責を負うものとします。

1. 法律に反すると判断される行為をすること。
2. スпамメール。
3. システムリソース（CPU、メモリー、転送量 など）を大量に消費すること。
4. 別途定められている注意事項に反したとき。
5. その他、当社がふさわしくないと判断したもの。この場合、当社は、その検討の過程および結果について詳細を開示しないものとします。

第17条（契約終了後の措置）

本規約の終了後も第8条、第12条3号、第18条、第19条、第20条の各規定については、引き続き効力を有するものとします。

第18条（免責）

1. 当社は、本ソフトウェアおよびサービスに瑕疵のないことを保証しません。また、当社は、本ソフトウェアおよびサービスを使用すること、または本ソフトウェアおよびサービスを使用できなかったことから生ずる一切の損害（情報の損失、毀損などによる損害を含みます）に関していかなる責任も負わないものとします。
2. 加入利用者がサービスを利用することにより他人に対して損害を与えた場合、当該加入利用者は自己の責任により解決するものとし、当社に一切の損害を与えないものとします。

第19条（無保証）

1. 当社がサービス利用者に対して提供するソフトウェアは、当社がその時点で保有している状態で提供しており、サービス利用者が予定している利用目的への適合性、バグ等の不具合がないことを保証するものではないことをサービス利用者は承諾するものとします。また、サービス利用者は、ソフトウェアの利用結果については当社に対して一切の損害賠償を請求しないことを承諾するものとします。
2. 当社はサービス利用者に対して提供するソフトウェアについて、バグ等の不具合の修正、改良等の実施を行う義務はないことをサービス利用者は承諾するものとします。
3. 当社が利用者に対して提供するソフトウェアが本来の機能を有しているか否かはサービス利用者自らが確認をするものとします。サービス利用者がダウンロードその他の方法で当社のサーバから取得したすべてのデータは、サービス利用者自身の責任において利用するものとし、当該データをダウンロードしたことに起因して発生したコンピュータシステムの損害についても、当社は損害賠償の責任を負わないものとします。
4. 当社は、第15条に記する状況においてデータの破損、損失等がないことを保証するものではないことをサービス利用者は承認するものとします。また、データの損失に関するサービス利用者の不利益については、当社は損害賠償責任を負わないものとします。

第20条（紛争解決）

本サービスの利用に関し、顧客、もしくは他の第三者から当社に対して何らかの請求がなされるかもしくは訴えが起訴される等の紛争が生じた場合、サービス利用者は、自己の責任と費用負担で当該紛争を処理解決するものとします。

第21条（有効期間）

本規約の有効期間は、契約成立日より一年とします。期間満了後については、自動更新といたします。

第22条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第23条（協議）

本規約に定めのない事項については、当社とサービス利用者の間で誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第24条（届け出事項の変更）

利用者は届け出事項に変更が生じた場合、速やかに通知するものとします。

第25条（利用規約の発効）

この利用規約は、当社が利用者からの申込書を受理した日から効力を生じます。

第26条（利用規約の改定）

本規約は、当社の判断により加入利用者の承諾なく変更・改定ができるものとします。その変更・改定の内容については、加入利用者に対して事前に通知するものとし、改定後の本規約も、当社と加入利用者との間の一切の関係に適用されるものとします。

第27条（合意管轄）

本規約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を第一審専属合意管轄裁判所とします。

（附則）

1. 本規約は平成21年4月1日付け制定・実施いたしました。

株式会社日本シャルフ